

一、経過

(1) 労働者側

依然工場に占拠結束十三日別記(一)の如きニエラス
ヲ作成配布ヤリ

(2) 事業主側

特異ノ行動ナシ

(3) 交渉状況

△十四日午後三時山口社長に労働者代表ト會見シ

會社ノ窮状ヲ詳細説明シテ諒解ヲ求メタル後要求事項

ニ討シテ、通り回答ヤリ

歩合制度従前通トスルニト

會社赤字削減ノ一割五分減ニ譲歩ス

口出張年並従来ノ率ト

考慮、余也ナシ

八月後絶對ニ解雇ヤス

將來ハ保証セズ但辛議ニ依テハ解雇セズ

三、退職手当制度ノ事

制定スルニ至テ実行不可能ナリ

・ 市外注制度撤廃ノ事

廣工場ニテ製造出来ヤルモノ及納期ノ都合ニ已ムヲ得

ザル場合アリ

へ、準備金一〇〇〇付回給三分以上支給ノ事

拒絶

ト、皆勤賞及ハ回贈シ及減額、及扣サヌ事

手一身三日暇及残業ニ及サズ

手衛生設備改善ヲ為ス事

會社経済ノ許ス限リ行フ

ト、見習工年満了ト左時ニ職人ト左一待遇ヲ為スニト

要求、通り